2013 年 11 月 25 日 文化審議会美術品補償制度部会 ヒアリング資料(全国美術館会議)

1. 美術品補償制度の設立に関する評価

日本の展覧会関係者が長年にわたり要望していた美術品政府補償制度の創設は、優れた 美術展覧会の継続的な開催のため、ひいては文化の発展のために大きな意義をもつもので す。法律等の制定および制度の実現にあたり、文化庁、文化審議会をはじめとする関係者 の皆様が多大なご尽力をなされたことに関し、深く敬意を表します。

特に、適用対象となる展覧会の開催施設を国立美術館・博物館に限定せず、登録博物館および博物館相当施設(公立・私立館)を含めることが法律により定められ(第2条)、さらに、登録博物館および博物館相当施設における展覧会の開催に資するよう配慮する旨、法律に明記されたこと(第3条)は、非常に大きな意味があると受け止めています。

質の高い展覧会は、展覧会の主催者や開催館の設置主体に拘らず、国民の利益に資する 事業であり、それ故に国が支援する意義を有することが、この法律によって認められました。全国美術館会議は、制度の創設に加え、適用対象を広くすべての美術館・博物館とす るよう国に要望してまいりましたが、この要望に沿った趣旨の法律が制定されたことに関 し、関係者の皆様のご理解・ご尽力に深く感謝します。

2. 制度の問題点と課題

文化庁は国会への法案提出にあたり、「質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が 支援する」ことを趣旨に掲げていました。従って、本制度の実績に関しては、第一に、適 用展覧会が「広く全国で開催」されたかどうかを評価することが必要です。

これまでに適用が認められた展覧会 12 件(延べ 25 回)の実績は、「広く全国で開催」という制度設立の趣旨に反し、大都市圏、とりわけ東京での展覧会への集中が明らかです。

開催館の設置主体別に見ると、国立館を含まない展覧会は12件中2件にすぎず、法律第3条に明記された公立・私立館への配慮が、十分になされているとは言い難い実態です。

制度の運用開始から 2 年数か月の間に 12 件という適用実績も、補償制度をもつ国の中で 少ない部類に属します。

これらの問題点の原因は大きく言って以下の 3 点であり、これを踏まえた改善を行うことが課題と考えられます。

- ① 総評価額 50 億円以上という条件に適う展覧会は少数であり、その大半は大都市圏でしか開催されない。
 - ② 申請にかかる主催者の負担に比して、政府補償による経費上のメリットが薄い。
 - ③ 海外美術館に日本の補償制度が十分浸透していない。

3. 制度の改善に関する要望

今回の制度見直しは、法律附則に定められたとおり、「補償契約による政府の補償の範囲 について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず る」ことが最大の目的であると理解しています。

前項にあげた 3 つの問題のうち、②、③は、随時見直しが可能な運用上の課題です。一方、政令に関わる①の問題は、法律附則で定められた今回の見直しの機会を逃すと、今後改善することはきわめて難しいと思われます。従って、主催者自己負担分の「50 億円」という額の抜本的な見直しを、この機会に検討いただけるよう強く要望します。

具体的には、通常損害の自己負担「50 億円」を、特定損害の自己負担と同様、「1 億円」 まで下げることを検討されるよう、強く要望します。

自己負担額の水準を下げることにより、大都市圏以外の地方で開催される展覧会にも申請の可能性が開かれます。より多くの申請の中から、展覧会の質、意義、安全対策等に基づいて適用展覧会を選定することにより、「質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する」という法律制定の趣旨に適った制度に発展することができると考えます。

全国美術館会議 事務局企画担当幹事 (国立西洋美術館 副館長兼学芸課長) 村上博哉

美術品政府補償制度 2011年~2013年末までの実績

適用展覧会 12 件

国立館のみ 5件

国立十公立館 5件

公立十私立館 1件

公立館のみ 1件

設置主体別の実績

国立:5館(延べ11回)

. 国立新美術館(3)、東京国立博物館(3)、国立西洋美術館(2)、東京国立近代美術館(2)、 九州国立博物館

公立:12館(延べ13回)

宇都宮美術館、神奈川県立近代美術館、浜松市美術館、愛知県美術館(2)、 名古屋市立博物館、豊田市美術館、京都市美術館、兵庫県立美術館、神戸市立博物館、 姫路市立美術館、広島県立美術館、高知県立美術館

私立:1館(1回)

Bunkamura ザ・ミュージアム

地域別の実績(1会場1回とした延べ件数)

関東 13回 (うち東京都 11回)

東海 5回

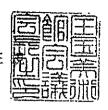
近畿 4回

中国 1回

四国 1回

九州 1回

全国美術館会議 会長 青柳正



美術品国家補償制度の設立に関する要望書

全国美術館会議は、全国各地域の国公私立の美術館の連携により、美術館事業の発展を 通じて心豊かな社会の形成に貢献すべく、昭和27年の創立以来活動を続けています。

現在356館が加盟する私たちの組織は、全国の美術館が地域や設置主体の違いを超えて協力しながら、美術館が直面する諸問題に共同で取り組んでいます。しかし、我が国における芸術文化の振興のためには、美術館相互の連携に加え、国の施策によって美術館活動の基盤が支えられることも不可欠であると考えます。

とりわけ、国の施策として私たちが最も強く要望するのは、美術品国家補償制度の導入です。全国美術館会議は十年来、この問題に関する研究と討議を重ね、同制度創設の要望を関係省庁に訴えてまいりました。そして、昨年3月に文化庁が設置した「美術品の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議」は、昨年7月の審議経過報告において、国家補償制度の導入検討の必要性を指摘しました。私たちはこの報告を大きな前進と受けとめ、これを契機に美術品国家補償制度が一日も早く創設されることを要望いたします。

美術館の展覧会事業は、世界の優れた芸術文化を享受する機会をあらゆる世代の国民に 提供するとともに、異文化の理解と尊重を促し、世界平和に寄与するものです。しかし、 展覧会の開催経費の中に大きな割合を占める保険料が、美術品の市場価格の上昇につれて 高額になり、さらに2001年の米国同時多発テロ以降急騰したことにより、貴重な美術 品を世界各地から借用する展覧会の開催は近年きわめて困難になっています。

欧米諸国は早くからこの問題に対処し、国民が芸術文化を享受するための基盤の整備は国の資務であるという方針のもとに、美術品国家補償制度を導入しています。この制度は、実質的な国費支出を伴わずに展覧会の開催を促進できる、最も合理的な芸術文化振興政策であることから、すでに大半の先進国が導入済みであり、G8の中の未導入国はロシアと日本のみです。この制度によって国民に芸術文化の享受を保証し、国際的な文化交流を推進することは、今や文化国家の要件とも言えます。こうした世界の趨勢に鑑み、我が国にも美術品国家補償制度が早急に創設されるよう、私たちは強く願っております。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象が美術館の設置主体によって限定されることなく、国公私立の別を問わず可能な限り多くの美術館の展覧会に適用されるよう要望いたします。専門職員が配置され施設環境の整った公立・私立の美術館が全国各地域に設置されている我が国の状況を踏まえ、教育的・文化的意義の高い展覧会が大都市圏に限らず全国的な広がりのもとで行われることを支える制度が作られてこそ、我が国の芸術文化の振興のために最も有益であると考えます。私たちは展覧会に出品される美術品の保存管理に万全を尽くすとともに、より内容の充実した展覧会を開催するために一層の努力を行い、美術品国家補償制度をすべての国民のための制度として守り育ててゆく所存です。

愈文化庁 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案

趣 旨

優れた美術品をより**多くの国民が鑑賞**できるよう、展示美術品の損害を政府が補償 することにより、質の高い展覧会が**広く全国で開催**されるよう国が支援する。

【背景】

- 美術品の評価額の上昇、テロ・自然災害等により、展覧会の美術品の保険料が 高騰。
- 景気悪化に伴い、民間主催の大規模展覧会の規模が縮小。断念するケースも。
- G8ではロシアと日本以外で、またEU加盟国の約6割で、国家補償制度を導入済。

概 要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして 文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、 補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

【本法案の効果】

- ① 広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになる。
- ② 海外の美術品を多くの国民の鑑賞に供することで、国際文化交流が活性化する。
- ③ 展覧会の選定手続を通じ、その美術館の企画・運営能力の向上が図られる。

施行期日

平成23年4月1日

Accepted indemnity requests

| | year 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | total | average | details |
|---------------------|-----------|------|----------|-------------|---------|-----------|-------------|-----------|----------------|-----------|---------------------------|
| contries | 8 | | | | | | | | | | |
| Acceptain | | | | ≈ 30 | ≈ 30 | ≈ 30 | ≈ 30 | ≈30 | 150 | ~ 20 | counted per exhibition |
| Austria Bulgaria | | 4 | 4 | ~ 30 | ~ 30 | ~ 30 0 | ~ 30 0 | ~ 30 0 | 8 | ≈ 30 1 | exilibition |
| Durgaria | | 7 | 7 | U | U | U | Ü | U | O | 1 | counted per |
| Denmark | 5 | 6 | 5 | 7 | 6 | 9 | 4 | 4 | 46 | 6 | exhibition |
| | | | | | | | | | | | counted per |
| Finland | 12 | 12 | 27 | 25 | 18 | 18 | 13 | 18 | 143 | 18 | exhibition |
| | | | | | | | | | | | counted per |
| France | | 2 | 5 | 1 | 3 | 3 | 3 | 2 | 19 | 3 | exhibition |
| T.T | | 2 | <u> </u> | Æ | 1 | 0 | 7 | 0 | 2.4 | ٠ | counted per |
| Hungary Ireland | 5 | 2 | 2 4 | 4 4 | 1 11 | 9 8 | 7 7 | 9 7 | 34 49 | 5 6 | exhibition |
| Italy | J | 3 | 4 | 4 | 11 | 0 | 1 | 1 | · 2 | 1 | |
| Lithuania | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | • | 5 | 1 | |
| Luxemburg | | | • | | - | 2 | 1 | 1 | 4 | 1 | counted per lender |
| Malta | | | | | 1 | | 2 | | . 3 | 2 | |
| | | | | | | | | | ÷ | | counted per |
| Netherlands | | | 3 | | 4 | 14 | 11 | 9 | 41 | 8 | exhibition |
| Norway | | | | | 4 | | 6 | 4 | 17 | 4 | |
| Poland | | | 1 | 1 | | | 1 | | 3 | 1 | • |
| Romania | | | | I | 1 | | | | 2 | 1 | |
| Spain | 9 | 10 | 10 | 15 | 17 | 14 | 21 | 13 | 109 | 1.4 | counted per exhibition |
| Spain | , | 10 | 10 | 13 | 1 / | 14 | ۷.1 | 1,5 | 109 | 14 | counted per |
| Sweden | | | 42 | 47 | 40 | 49 | 34 | 41 | 253 | 42 | exhibition |
| | | | '- | | , - | | - ' | | | ,_ | counted per |
| United Kingdom | 127 | 157 | 120 | | | 840 | | 868 | 2.112/(4.286)* | 422 | • |
| Total | | | | | | | | | 3.000/(5.174)* | | |

^{*} The UK reported 4.286 applications over the last 5 years